

○国土交通省告示第千百七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

令和六年八月二十三日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道7号改築工事（栗ノ木道路及び紫竹山道路）並びにこれに伴う市道付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 新潟県新潟市中央区明石二丁目、沼垂東一丁目、長嶺町、鏡が岡、本馬越二丁目、南笹口二丁目、紫竹一丁目、紫竹山二丁目及び紫竹山三丁目並びに東区紫竹山三丁目及び紫竹五丁目地内

2 使用の部分 新潟県新潟市中央区紫竹山三丁目地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道7号改築工事（栗ノ木道路及び紫竹山道路）並びにこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）は、新潟県新潟市中央区沼垂東二丁目地内から同区紫竹山四丁目地内までの延長2.5kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事及びこれに伴う市道付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道7号改築工事（栗ノ木道路及び紫竹山道路）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、道路法第12条の規定に基づき本体事業を行うこととされており、また、関連事業の施行に際し必要な道路管理者の同意を得ているほか、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

一般国道7号（以下「本路線」という。）は、新潟県新潟市を起点とし、青森県青森市に至る延長591kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する新潟市は、新潟県の県庁所在地であり、行政、教育、医療などの都市機能の集積が進むとともに、新潟駅や新潟空港等の主要交通施設が存しているほか、港湾法（昭和25年法律第218号）による国際拠点港湾に指定されている新潟港を擁しているなど社会・経済活動を支える重要な地域となっている。

また、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、新潟市の市街地に位置し、沿道周辺には各種商業施設、事業所、住居等が連たん・集積しており、地域住民の通勤、通学及び病院や店舗利用等の日常生活による地域内交通に利用されるとともに、現道に隣接している新潟港の一部である新潟西港は、新潟県内の港湾の中で入港船舶数が最も多く、現道は、物流交通としても機能していることから県内外の通過交通にも広く利用されている。

しかしながら、現道は、主要な交差点が近接して設置されているほか、地域内交通と通過交通とがふくそうしている状況であるため自動車交通量が非常に多く、慢性的な交通渋滞が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

令和3年度全国道路・街路交通情勢調査によると、現道の自動車交通量は、新潟市中央区紫竹山三丁目地内で59,934台/日であり、混雑度は1.71となっている。

本件事業の完成により、本件区間における現道の通過交通等が分担され、交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### (2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和5年10月に同法等に準じて任意で大気質、騒音、振動等について環境影響調

査を実施しており、その結果によると、大気質、振動等については、環境基準等を満足するとされており、騒音については、環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。さらに起業者は、必要に応じて低騒音・低振動型機械を使用し、周辺的生活環境に配慮しながら工事を実施することとしている。

また、上記の調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているヤマコウモリ、ゼゼラ、スゴモロコ及びミズゴマツボ、準絶滅危惧として掲載されているヨシゴイ、エノキカイガラキジラミ、コオイムシその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミズオオバコ、新潟県第2次レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミコシガヤ、準絶滅危惧として掲載されているヤガミスゲ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種がそれぞれ確認されている。本件事業がこれらに及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響はない若しくは極めて小さいと予測されている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

さらに、本件区間内及びその周辺の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないが、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合は、起業者は、新潟県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な処置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本体事業は、高架道路については、道路構造令（昭和45年政令第320号）第3種第1級の規格に基づく4車線、地表道路については、同令第4種第1級の規格に基づく4車線又は2車線の複断面構造による道路を建設する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成4年9月11日に都市計画決定された都市計画と、地表道路車線数等を除き基本的内容について整合しているものであり、4車線の事業として都市計画決定された区域の範囲を基本に、用地取得面積、事業費等の社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施工箇所が決定されていることから、適切なものと認められる。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通渋滞が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる新潟下越地区国道事業促進協議会等より、上記の理由から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 新潟県新潟市役所

第6 収用又は使用の手続が保留される起業地

新潟県新潟市中央区明石二丁目、沼垂東一丁目、長嶺町、鏡が岡、本馬越二丁目、南笹口二丁目、紫竹一丁目、紫竹山二丁目及び紫竹山三丁目並びに東区紫竹山三丁目及び紫竹五丁目地内